

津市家具等転倒防止対策啓発事業

1. 対象者

津市に住民登録のある方

2. 取付支援対象者

津市に住民登録のある方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 障がいのある方*と同居している世帯

※障がいのある方とは、「身体障害者手帳の級が1級から3級」、「精神障害者保健福祉手帳の級が1級」、「要介護認定の区分が3から5」、「療育手帳の区分がA」のいずれかに該当する方。

3. 対象事業

自らが居住する住宅で、地震等による家具等*¹の転倒を防止するための、固定金具の配付及び取付支援*²を無償で実施するもの。

※1 家具等

タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫、テレビ、電子レンジ等

※2 固定金具の配付及び取付支援

それぞれの実施年度を問わず1世帯につき1回限りとする。

4. 上限配付金具数

L字金具（小）4個 L字金具（中）2個 連結金具2個
皿木ネジ（φ3.8×32）24本 皿木ネジ（φ3.1×20）8本

5. 申請に必要な書類等

(1) 申請書

必要事項を記入の上、提出してください。

借家の場合は、家主の承諾（押印）も必要です。

(2) 住所を確認できる書類（住民票、運転免許証等の写し）

(3) 固定金具の配付及び取付支援を希望する場合

対象者要件の確認できる書類（世帯全員の住民票、身体障害者手帳の写しなど）

(4) 委任状（固定金具の代理受領を受ける場合のみ）

6. 提出場所

危機管理部防災室、各総合支所地域振興課

手続きの流れ

Step1 申請手続き

① 固定金具の配付及び取付支援申請（受理）

申請書に必要事項を記入し、その他必要書類を添えて防災室または各総合支所地域振興課へ提出して下さい。

※借家の場合は家主の承諾（押印）も必要です。

※固定金具の代理受領を受ける場合は、委任状を申請書と同時に提出して下さい。

② 固定金具の配付

※書類に不備等かなければ、申請（受理）時に固定金具を上限配付金具数以内で配付します。

固定金具の配付時に「津市家具等転倒防止対策啓発を利用するに当たっての確認事項」、「固定金具の受領書」に記入の上、提出していただきます。

固定金具の配付のみ希望するもの

固定金具の配付及び取付支援希望するもの

③ 取付支援の決定

取付支援を希望する申請者に対し取付支援の実施若しくは取付支援のお断りの通知を行う。

取付支援のお断り

取付支援の実施

Step2 家具固定の実施

④ 家具等の固定の実施（申請者）

家具等の固定を実施の際に、実施前、実施後の写真を忘れずに撮ってください。

④ 家具等の固定の実施（ボランティア）

家具等の固定を実施の際に、実施前、実施後の写真を忘れずに撮ってください。

Step3 実績手続き

⑤ 実績報告書の提出

家具の固定が完了したら、完了後30日以内に、実績報告書を防災室または各総合支所地域振興課へ提出して下さい。

報告書に必要事項を記入及び写真（施工前、後）の添付を忘れずをお願いします。

報告については、電子メールでの送信等をもって報告書の提出に代えることができます。

津市 危機管理部 防災室

〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号

TEL : 059-229-3104 / FAX : 059-223-6247

E-mail : 229-3104@city.tsu.lg.jp